

平成27年3月31日
生企第1856号
警察本部長

古物営業事務取扱要領

(概要)

本通達は、古物営業事務の適正な取扱いを図るため、古物営業法（昭和24年法律第108号）、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）等に基づき、

- 許可申請等の事務処理要領
- 許可の取消し又は停止要領
- 許可台帳等の取扱い

等について定めている。